

2011（平成23）年4月12日

全教互各団体理事長（会長）様

全国教職員互助団体協議会

会長 久保田 桓 博

## 東日本大震災の災害見舞金の取扱いについて（お礼）

空前の東日本大震災から一月が過ぎたとはいえ、未だに被害の全容も明らかにならず、余震もいつ果てるともなく続いています。福島原発の事故による不安もますます広がり、予断を許さない状況にあります。

年度初めの大変ご多忙な中で、被災地の苦悩や悲しみを思い、もどかしい日々をお過ごしのことと心からお察し申し上げます。

さて、震災直後、全教互にできることといえはとりあえず災害見舞金を募ることであろうと持ち回り理事会で判断し、全教互加盟各団体をお願いしてきたところであります。各団体では年度末で予算執行的にも大変厳しい中で最大限の取り組みをしていただいたことに心から感謝申し上げます。

入金の確認がすべてできましたので、災害に遭われた各団体には、送金することができました。また、各団体には、この災害見舞金が地方公共団体との連携等によって被災された方々に広く行き届く配慮をして欲しいというお願いを申し上げてきたところであります。

被災された地域では、まだまだ復興までの道のりは遙かに遠く、ご苦勞が耐えることがないと思われれます。しかし、必ず希望の光が射すことを信じ、全教互としても可能な限り引き続き支援していかねばならないと思っています。

なお、東日本大震災の災害見舞金の取扱いの詳細は、下記のとおりです。

### 記

- 1 災害見舞金募金総額 2, 343. 7万円 (55団体)
- 2 被災各県互助団体への災害見舞金寄付額
  - ・被災状況に応じて按分のうえ、4月8日、12日に送金しました。

① 岩手県	553. 4万円	④ 青森県	30. 0万円
② 宮城県	1, 106. 9万円	⑤ 茨城県	50. 0万円
③ 福島県	553. 4万円	⑥ 千葉県	50. 0万円
- 3 被災各県の各互助団体への具体的災害見舞金寄付額
  - ・県各互助団体間の協議により決定した金額、送金方法により寄付を行いました。
- 4 災害見舞金の各互助団体から被災者へ届ける方法
  - ・各互助団体の判断に委ねるものとなりました。